5　不動産、不動産化体及び事業譲渡類似株式、恒久的施設の事業用資産等の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税でき、その他の資産の譲渡収益に対しては、源泉地国において課税を免除される。（第一三条関係）

6　一方の締約国の居住者が勤務について取得する報酬に対しては、一定の場合を除き、その勤務が他方の締約国内で行われる場合のみ当該他方の締約国において課税できる。法人の役員報酬に対しては、法人所在地国において課税できる。芸能人又は運動家が個人的活動によって取得する所得に対しては、源泉地国において課税できる。（第一四条～第一六条関係）

7　一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ課税できる。一方の締約国の政府等が政府の職務の遂行につき支払う給与等の報酬及び退職年金に対しては、一定の場合を除き、当該一方の締約国においてのみ課税できる。教育又は訓練を受けることを主たる目的として相手国内に滞在する学生又は事業修習者が受け取る一定の給付については、相手国における課税を免除される。（第一七条～第一九条関係）

8　匿名組合契約に関連して取得する所得は、その所得が生ずる締約国で課税できる。（第二〇条関係）

9　前各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税できる。（第二一条関係）

10　ブルネイ・ダルサラーム国の居住者が納付する日本国の租税は、ブルネイ・ダルサラーム国の租税から控除する。日本国の居住者が納付するブルネイ・ダルサラーム国の租税の額は、日本国の租税から控除する。また、一方の締約国の国民及び企業は、租税に関し、他方の締約国において内国民待遇を受ける。（第二二条及び第二三条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの協定の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努め、また、この協定の規定又はこの協定が適用される租税に関する両締約国の法令の規定の実施に関連する情報を交換する。両締約国は、租税の徴収につき相互に支援を行うよう努める。（第二四条～第二六条関係）

12　この協定は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二七条関係）

13　この協定は、外交上の公文の交換の日の後三〇日目の日に効力を生ずる。（第二八条関係）

14　この協定は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二九条関係）

15　この協定と日・ブルネイ経済連携協定とが抵触する場合には、その抵触の限度において、この協定が優先する。（議定書関係）

条約

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十一年十一月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

条約第十二号

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定

日本国及びブルネイ・ダルサラーム国は、

所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

第二条

1　この協定は、次の租税について適用する。

(a)　日本国については、

(i)　所得税

(ii)　法人税

(iii)　住民税

（以下「日本国の租税」という。）

(b)　ブルネイ・ダルサラーム国については、

(i)　所得税法（第三十五章）に基づいて課される所得税

(ii)　石油利得税法（第百十九章）に基づいて課される石油利得税

（以下「ブルネイ・ダルサラーム国の租税」という。）

2　この協定は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの協定の署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるもの又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のある当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条

1　この協定の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、

(a)　「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての領域（領海を含む。）及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されているすべての区域（海底及びその下を含む。）をいう。

(b)　「ブルネイ・ダルサラーム国」とは、ブルネイ・ダルサラーム国の領域（その領海を含み、当該領域の上空に及ぶ。）であって、ブルネイ・ダルサラーム国が主権を行使する領域並びにブルネイ・ダルサラーム国の法令により指定した、又は今後指定することのあるブルネイ・ダルサラーム国の領海の外側に位置する海域（海底及びその下を含む。）であって、ブルネイ・ダルサラーム国が国際法に基づき主権的権利及び管轄権を行使する海域をいう。

(c)　「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はブルネイ・ダルサラーム国をいう。

(d)　「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はブルネイ・ダルサラーム国の租税をいう。

(e)　「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。

(f)　「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する団体として取り扱われる団体をいう。

(g)　「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。

(h)　「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。

(i)　「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。

(j)　(i)　「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍を有するすべての個人、日本国の法令に基づいて設立され、又は組織されたすべての法人及び法人格を有しないが日本国の租税に関し日本国の法令に基づいて設立され、又は組織された法人として取り扱われるすべての団体